1 医療政策等の動向

(1) 医療制度改革

わが国の医療制度は、国民皆保険制度により、世界最高水準の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきましたが、急速な少子高齢化や経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など大きな環境変化に直面し、高齢者医療費の大幅な増加が見込まれるなど、将来にわたり持続可能な医療保険制度の構築が大きな課題となっています。

このような状況のもと、平成 17 年 12 月に政府・与党医療改革協議会が取りまとめた「医療制度改革大綱」において、「安心・信頼の医療の確保と予防の重視」、「医療費適正化の総合的な推進」、「超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現」の基本的な考え方が示されました。

これを受け、平成 18 年 6 月に成立した医療構造改革関連法では、生活習慣病予防、医療提供体制、医療保険制度に関する改革を総合的かつ一体的に行うこととしており、具体的には生活習慣病の予防や平均在院日数の短縮等により、国民生活の質の維持・向上を確保しつつ中長期的に医療費の適正化を図り、さらには新たな高齢者医療制度を創設するなど様々な改革が進められています。

医療制度改革法の概要

医療制度改革大綱の基本的な考え方

1. 安心・信頼の医療の確保と予防の重視

- (1)患者の視点に立った、安全・安心で質の高い医療 が受けられる体制の構築
 - ・医療情報の提供による適切な選択の支援
 - ・医療機能の分化・連携の推進による切れ目のない 医療の提供(医療計画の見直し等)
 - ・在宅医療の充実による患者の生活の質(QOL)の 向上
 - ・医師の偏在によるへき地や小児科等の医師不足 問題への対応 等
- (2)生活習慣病対策の推進体制の構築
 - 「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)」の概念を導入し、「予防」の重要性に対する理解の促進を図る国民運動を展開
 - ・保険者の役割の明確化、被保険者・被扶養者に 対する健診・保健指導を義務付け
 - ・健康増進計画の内容を充実し、運動、食生活、喫煙等に関する目標設定 等

2. 医療費適正化の総合的な推進

- (1) 中長期対策として、医療費適正化計画(5年計画) において、政策目標を掲げ、医療費を抑制(生活習 慣病の予防徹底、平均在院日数の短縮)
- (2)公的保険給付の内容・範囲の見直し等(短期的対策)

3. 超高齢社会を展望した新たな医療保険制度 体系の実現

- (1)新たな高齢者医療制度の創設
- (2)都道府県単位の保険者の再編・統合

【良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療 法等の一部を改正する法律】

- ①都道府県を通じた医療機関に関する情報の公表制度の創設など情報提供の推進
- ②医療計画制度の見直し(がんや小児教急等の医療連携体制の機等、教値目標の設定等)等
- ③地域や診療科による医師不足問題への対応(都道府県医療対策協議会の制度化等)
- 4)医療安全の確保(医療安全支援センターの制度化等)
- ⑤医療従事者の資質の向上(行政処分後の再教育の義務化等)
- ⑥医療法人制度改革 等

医療計画、介護保険事業支援計画、 健康増進計画との調和が必要

【健康保険法等の一部を改正する法律】

- ①医療費適正化の総合的な推進
- ・医療費適正化計画の策定、保険者に対する一定の予防健診 の義務付け
- ・保険給付の内容、範囲の見直し等
- 介護療養型医療施設の廃止
- ②新たな高齢者医療制度の創設(後期高齢者医療制度の創設、 前期高齢者の医療費にかかる財政調整)
- ③都道府県単位の保険者の再編・統合(国保の財政基盤強化、 政管健保の公法人化等) 等

^{*}第2回医療構造改革に係る都道府県会議資料より

(2) 診療報酬改定の状況

病院収益の根幹をなす診療報酬は概ね 2 年毎に見直しが行われていますが、国が定める算定基準に基づき、公立・民間病院の区別なく全国一律の単価が設定されていることから、病院経営は国の医療政策に大きく左右されるのが現状です。

国においては、安定した社会保障制度を構築するための医療制度改革により医療費適 正化政策を重点的に進めており、診療報酬本体と薬価・診療材料を併せた実質改定率は、 平成 14 年度以降マイナス改定が続いています。

平成 20 年度の改定では、医師確保対策として産科や小児科をはじめとする病院勤務医の負担軽減を図ることを緊急課題とした改定が行われ、本体では若干プラスに転じたものの、薬価等を含めた実質改定率は依然マイナスとなっています。

平成20年度診療報酬改定の概要

(別紙)

改定率: ▲0.82% |診療報酬(本体): +0.38% |薬価等: ▲1.2% 社会保障審議会の「基本方針」「骨子」 病院勤務医の負担軽減策など 後期高齢者を総合的に診る取組など

中央社会保険医療協議会(中医協)で、個別項目について議論(10月以降計24回)

緊急課題への対応・重点的に評価する主な項目

(緊急課題への対応) 産科・小児科医療、病院勤務医の負担軽減、救急医療 (重点的評価) 明細書の交付、がん対策、脳卒中対策、自殺対策

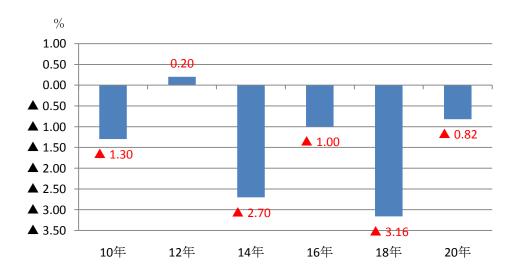
適正化・見直し等を行う主な項目

外来管理加算、7対1入院基本料、外来精神療法、後発医薬品の使用促進、処置 の見直し、コンタクトレンズ検査料

後期高齢者にふさわしい医療

在宅療養生活の支援(退院時の支援、訪問看護の充実、介護サービスとの連携) 外来における慢性疾患の継続的な医学的管理、「お薬手帳」の活用、終末期にお ける情報提供

^{*}厚生労働省保険局医療課資料より



(単位:%)

					(-	<u> </u>
	10年	12年	14年	16年	18年	20年
本 体	1.50	1.90	▲ 1.30	0.00	▲ 1.36	0.38
薬 価 等	▲ 2.80	▲ 1.70	▲ 1.40	▲ 1.00	▲ 1.80	▲ 1.20
実質改定率	▲ 1.30	0.20	▲ 2.70	▲ 1.00	▲ 3.16	▲ 0.82

(3) 医師不足の現状

全国各地で医師不足が大きな社会問題となっていますが、北海道においてもその状況 に変わりはありません。

北海道の医師数は全体では年々増加しており、人口 10 万人に対する医師数は平成 12 年以降全国平均を上回っていますが、そのほとんどが都市部に偏在し、道内の総医師数の約半数が札幌圏に集中するなど大きな地域格差が生じています。

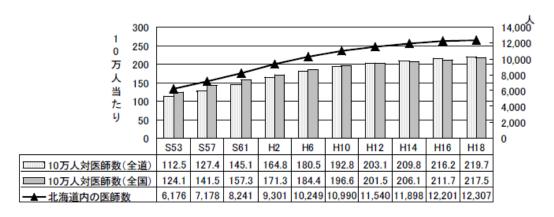
加えて、休日・夜間診療の増加や書類の作成・会議等診療外業務の増加など長時間労働による病院勤務医の負担増から、医師の開業医志向が高まっていること、さらには、平成 16 年度に創設された新医師臨床研修制度により、研修医の大学病院離れが急速に進んだことから、いわゆる大学医局が担っていた地域医療機関に対する医師派遣機能が著しく弱まっていることなどが要因となり、自治体病院における医師の確保は大変難しくなっています。

特に、小児科、産婦人科においては、長時間にわたる不規則な診療が日常化し、労働環境が極めて過酷な現状にあることや近年の訴訟リスクの高まりなどから敬遠され、深刻な医師不足にさらに拍車をかけています。

このような医師不足の現状は、病院勤務医に過重な労働負担をもたらし、これに耐えかねた医師の立ち去りがさらなる医師不足を招くという悪循環が拡大しています。

<医師数推移>

北海道の人口 10 万人当たり医師数は、平成 12 年度から全国を上回っています。



^{*}以下北海道医療計画より

<2 次医療圏医師数(平成 18 年末)>

札幌圏に全道の医師の約半分が集中して おり、地域格差が著しくなっています。

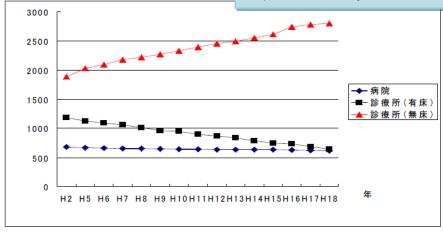
(単位:人)

E V	^		北 海 道									
区 分	全 国	全 道	市部	町村部	最	高	巻	域	最	低	巻	域
医 師 数	277,927	12,307	11,265 (91.5%)	1,042 (8.5 %)	札帕	晃圏	6,	216	南	檜山	巻	40
人口 10 万対	217.5	219.7	251.5	94.2	上	川中部	圏 30	06.3	根	室圏	89).3

	圏域	人口10万対 医師数	- 東谷
1	上川中部	306.3	100.1
2	札幌	269.1	
3	西胆振	2 2 3. 3] \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
4	南渡島	216.2	
5	北空知	196.0	l Long
6	中空知	194.9	留 <mark>萌</mark> 5土川北部 遠紋
7	後志	193.7	140.0人 155.5人 138.9人
8	南空知	162.2	北海
9	十勝	160.0	196.0 上川中部 151.7人
10	上川北部	155.5	中空預 306.3人 根室 物
11	東胆振	154.0	194.PA 89.3A
12	釧路	153.3	南空知 (122.9.)
13	北網	151.7	村棚 162.2 人工時
14	留萌	140.0	160.0 人
15	遠紋	138.9	193.7人
16	南檜山	137.0	154 0人 日間
17	北渡島檜山	130.7	115.6人
18	富良野	1 2 2. 9	
19	日高	115.6	南樓山 南渡島
20	宗谷	100.1	10万人対医師数が全道平均を上回っている圏域
21	根室	89.3	10万人対医師数が全道平均の70%以下の圏域
	<u> </u>	219.7	

<道内病院・診療所数推移>

医師の開業医志向の高まりから、無床診療所が増加しています。

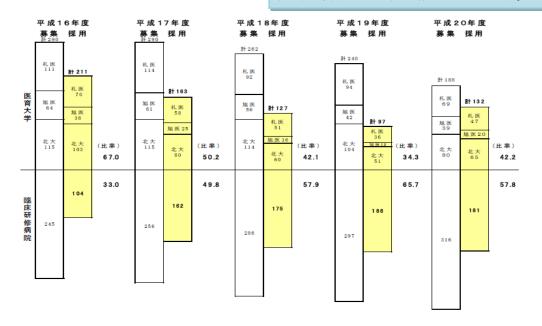


区分	H 2	Н 5	Н 6	н 7	Н8	Н9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
病 院	682	671	662	657	654	650	645	640	638	638	634	633	631	622	618
診療所(有求)	1,187	1,124	1,095	1,064	1,014	964	953	895	870	839	787	747	732	687	644
診療所(無材)	1,887	2,028	2,093	2,178	2,218	2,275	2,334	2,398	2,457	2,495	2,557	2,614	2,745	2,782	2,803

<道内小児科、産婦人科医師数推移> 小児科、産婦人科とも医師数が減少して います。 1,800 1,500 1,200 900 600 300 (単位:人) 0 S59 S61 S63 H2 H10 H12 1,586 | 1,540 | 1,509 | 1,492 | 1,442 | 1,468 | 1,377 | 1,322 | 1,278 | 1,190 | 1,117 ★・小児科 1,620 466 466 455 453 479 450 457 455 422 381 483 455

<道内臨床研修医の状況>

新医師臨床研修制度の実施に伴い、大学の 医局に属する研修医が減少しています。



<道内市町村立病院の医師充足状況>

7 割近くの病院が医療法で定める医師標準数を満たしていません。

		区 分	平成 18 年度	平成 19 年度		
市	町村⋾	立病院数	96 病院	95 病院		
	標ク	て(注)となっている病院数	67 病院(69.8%)	63 病院(66.3%)		
		医師充足率 70%以下の病院	22 病院(22.9%)	12 病院(12.6%)		
		医師充足率 50%以下の病院	4 病院(4.2%)	3 病院(3.2%)		

(注) 「標準人員欠如」のことで、医療法で定める医師標準数を下回っている状況のこと

2 自治体病院の状況

(1) 全国の状況

平成 19 年度現在、地方公営企業法を適用する自治体病院(地方独立行政法人及び指定管理者制度を除く)は957あり、全国の病院数8,862の10.8%、病床数では227,529床で全体の14.0%を占めています。また、経営主体別では、都道府県立200、指定都市立42、市立413、町村立198、組合立104となっています。

患者数は入院・外来とも年々減少しており、平成 19 年度の延患者数は平成 15 年度と比べ入院で 11.9%、外来で 18.2%の減少となっているほか、病床利用率は平成 15 年度と比べ 6.4 ポイント減の 75.5%となっています。

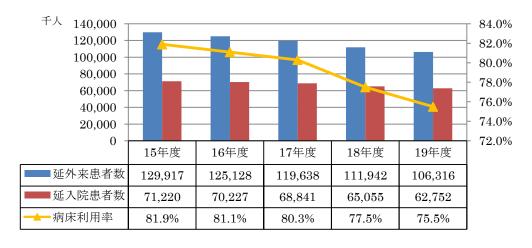
国の医療費抑制政策や医師不足の影響などにより、経営状況は厳しさを増しており、 平成 19 年度に経常損失を計上した病院は全体の 72.2%となり、損失額は 2,000 億円を 超え、また、累積欠損金は前年度に比べ 6.8%増の総額 2 兆 15 億円に達しているほか、 不良債務は前年度に比べ 24.5%増の 1,186 億円となっています。

<自治体病院数(地方公営企業法適用)>

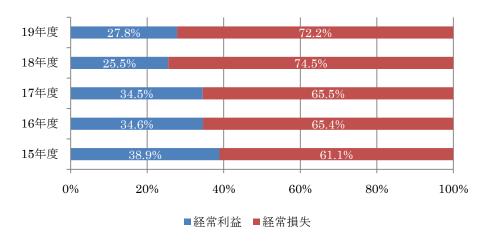
	区 分	都道府県	指定都市	市	町村	組合	計
	300 床以上	83	27	149	1	41	301
	100 床以上	60	12	162	60	37	331
般	300 床未満						
般病院	100 床未満	16	2	96	136	25	275
	建設中	2		2			4
	計	161	41	409	197	103	911
結材	亥・精神病院	39	1	4	1	1	46
計		200	42	413	198	104	957

^{*}平成19年度決算対象病院数(地方独立行政法人、指定管理者制度除く)

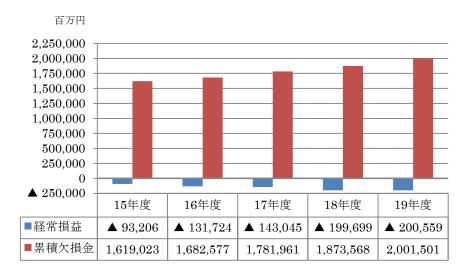
<患者数及び病床利用率>



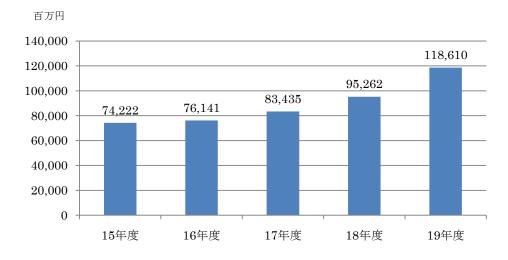
<経常損益割合>



<経常損益及び累積欠損金額>



<不良債務額>



*平成19年度地方公営企業年鑑より

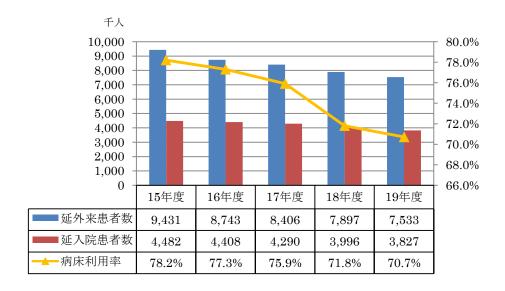
(2) 北海道の状況

北海道の自治体病院は、平成 19 年度現在 96 あり、患者数は入院・外来とも年々減少しています。平成 19 年度の延患者数は、入院が 382 万 7,000 人、外来が 753 万 3,000人で、平成 15 年度と比べ入院が 14.6%、外来が 20.1%減少しているほか、病床利用率についても平成 15 年度と比べ 7.5 ポイント減の 70.7%となっています。

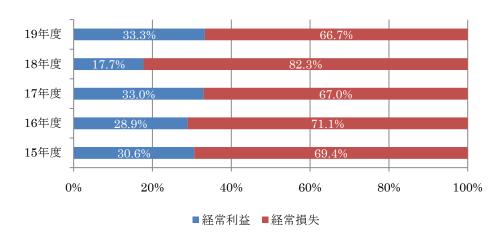
平成 19 年度においては、経常損失を計上した病院は前年度と比べ減少しているものの、 全体の 66.7%となっており、損失額は 156 億円に達するなど、全国の自治体病院同様、 北海道の自治体病院においても経営状況は厳しいものとなっています。

また、累積欠損金は前年度に比べ9.9%増の1,460億円に達しているほか、不良債務は前年度に比べ33.7%増の295億円となっています。

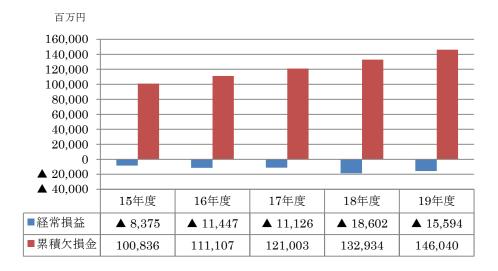
<患者数及び病床利用率>



<経常損益割合>



<経常損益及び累積欠損金>



<不良債務>



^{*15~18}年度は地方公営企業決算状況調べより

^{*19}年度は平成19年度北海道市町村における病院事業の業務概況より